

令和 3 年 9 月市議会定例会
提 出 議 案 の 要 旨

目 次

1	報告案件	1
2	承認案件	1 3
3	議決案件	1 4
4	同意案件	2 5
5	参考 図	2 6
6	参考資料	2 7

※ この資料は、議会開会当日、議場
へ持参してください。

資料作成 令和 3 年 8 月 2 6 日

1 報告

報告第8号 経営状況の報告について

【報告内容】

次に掲げる法人の令和2年度事業報告及び決算

- 1 豊田市土地開発公社
- 2 公益財団法人豊田市学校給食協会
- 3 公益財団法人豊田地域医療センター
- 4 公益財団法人豊田都市交通研究所
- 5 公益財団法人豊田市文化振興財団
- 6 公益財団法人豊田市スポーツ協会
- 7 一般財団法人豊田市水道サービス協会
- 8 公益財団法人豊田市国際交流協会
- 9 公益財団法人豊田加茂環境整備公社
- 10 公益財団法人高橋記念美術文化振興財団
- 11 豊田市駅前開発株式会社
- 12 豊田まちづくり株式会社
- 13 株式会社豊田ほっとかん
- 14 豊田市駅前開発株式会社
- 15 株式会社豊田スタジアム
- 16 豊田市駅前通り南開発株式会社
- 17 株式会社とよた山里ホールディングス
- 18 一般社団法人ツーリズムとよた

【備考】

参考資料 27～29ページ

報告第9号 専決処分の報告について

【処分内容等】

1 損害賠償額の決定について
 (1) こども園における物損事故

専決年月日及び専決番号	事 故 内 容
令和3年7月20日 豊専第20号	令和3年5月22日午前11時53分頃、東広瀬こども園において、草刈作業をしていたところ、草刈機の刈刃によって飛んだ石が一時停止した相手方車両に当たったもの
損害賠償額	110,130円
相手方の損害の程度	右後部ドアの損傷
備 考	1 事故発生の原因 周囲の安全確認を怠り、付近に車両があるにもかかわらず草刈作業を実施したことによる。 2 担当課 子ども部保育課 3 事故の防止策 職場において、草刈機を使用した作業をするときは、周囲の安全確認を十分に行うことについて、周知徹底を図った。

(2) 小学校における物損事故

専決年月日及び専決番号	事 故 内 容
令和3年7月26日 豊専第21号	令和3年6月23日午前10時5分頃、五ヶ丘東小学校において、草刈作業をしていたところ、草刈機の刈刃によって飛んだ石が駐車中の相手方車両に当たったもの
損害賠償額	70,693円
相手方の 損害の程度	右後部ドアガラスの損傷
備 考	<ol style="list-style-type: none">1 事故発生の原因 事前の安全確認を怠り、付近に駐車車両があるにもかかわらず草刈作業を実施したことによる。2 担当課 教育委員会教育部学校教育課3 事故の防止策 職場において、草刈機を使用した作業をするときは、周囲の安全確認を十分に行うことについて、周知徹底を図った。

(3) 公用車による物損事故

専決年月日及び専決番号	事 故 内 容
<p>令和3年7月30日</p> <p>豊専第22号</p>	<p>令和3年3月2日午前11時50分頃、常盤町一丁目地内の駐車場において、公用車を駐車するために切り返しを行っていたところ、後方の擁壁に接触し、割れたリアガラスが花壇に飛散したもの</p>
損害賠償額	292,710円
相手方の損害の程度	花壇の汚損
備 考	<p>1 事故発生の原因 シフトレバーの操作を誤ったことに驚き、ブレーキとアクセルを踏み間違えたことによる。</p> <p>2 事故当事者の所属 総務部財産管理課</p> <p>3 事故の防止策 職場において、公用車を発進させるときは、動き出す前にシフトレバーを必ず確認するとともに、進行方向の安全確認を確実に行うことについて、周知徹底を図った。</p>

(4) 公用車による物損事故

専決年月日及び専決番号	事 故 内 容
<p>令和3年7月30日</p> <p>豊専第23号</p>	<p>令和3年3月25日午前10時10分頃、下市場町八丁目地内において、公用車（ごみ収集車）で走行中、左折して別の道路に進入したところ、対向車が来たため、すれ違おうと道路の左側に寄った際、左方に設置されていた道路標識に接触したものの</p>
損害賠償額	22,748円
相手方の損害の程度	道路標識の損傷
備 考	<p>1 事故発生の原因 周囲の安全確認が不十分であったことによる。</p> <p>2 事故当事者の所属 環境部清掃業務課</p> <p>3 事故の防止策 職場において、公用車を運転するときは、周囲の安全確認を十分に行うことについて、周知徹底を図った。</p>

(5) 公用車による交通事故

専決年月日及び専決番号	事 故 内 容
令和3年7月30日 豊専第24号	令和3年4月20日午前11時15分頃、大林町十七丁目地内において、公用車（ごみ収集車）を方向転回させるため左後方に後退させたところ、車両右前部が右側に駐車中の相手方車両に接触したものの
損害賠償額	629,068円
相手方の損害の程度	右前部ボディの損傷
備 考	<ol style="list-style-type: none">1 事故発生の原因 後退時における周囲の安全確認が不十分であったことによる。2 事故当事者の所属 環境部清掃業務課3 事故の防止策 職場において、公用車を後退させるときは、周囲の安全確認を十分に行うことについて、周知徹底を図った。

(6) 公用車による物損事故

専決年月日及び専決番号	事 故 内 容
令和3年7月30日 豊専第25号	令和3年5月24日午前10時15分頃、五ヶ丘八丁目地内において、家屋調査を実施した後、調査宅から右折して公用車を出庫させようとしたところ、調査宅に隣接する相手方宅のブロック塀に接触したもの
損害賠償額	116,600円
相手方の損害の程度	ブロック塀の損傷
備 考	<ol style="list-style-type: none">1 事故発生の原因 乗車前における車両の周囲の安全確認が不十分であったことによる。2 事故当事者の所属 市民部資産税課3 事故の防止策 職場において、公用車を発進させるときは、乗車前に車両の周囲の安全確認を十分に行うことについて、周知徹底を図った。

(7) 公用車による物損事故

専決年月日及び専決番号	事 故 内 容
令和3年8月23日 豊専第31号	令和3年6月9日午後2時頃、成合町弓矢地内において、公用車（水槽付き消防ポンプ自動車）で走行中、勾配のある道路に進入したところ、車両の右後部のステップが路面に接触したもの
損害賠償額	393,800円
相手方の損害の程度	路面の損傷
備 考	<ol style="list-style-type: none">1 事故発生の原因 車両後部の確認が不十分であったことによる。2 事故当事者の所属 消防本部中消防署東分署3 事故の防止策 職場において、勾配のある道路に進入するときは、必ず十分に周囲を確認することについて、周知徹底を図った。

2 訴えの提起について
生活保護返還金請求事件

専決年月日 及び専決番号	令和3年7月30日 豊専第26号
相手方	個人情報のため非掲載
請求内容	1 生活保護法の規定に基づく返還金の支払 2 訴訟費用の支払
請求原因	相手方が生活保護法の規定に基づく返還金34万9,695円を長期滞納していること。
取扱方針	必要がある場合は、1年以内の分割払による和解をすることができる。

【担当課：債権管理課】

3 工事請負契約の変更について

(1) 豊田地域医療センター改築工事

区 分	金 額 (単位 円)	議決議会、専決年月日等
変更前金額 (議決金額)	A 6, 315, 060, 269	令和2年9月市議会定例会 議案第113号
変更後金額 (今回)	B 6, 324, 960, 269	令和3年8月17日 豊専第28号
増 減 額	B - A 9, 900, 000	
主 変 更 内 容	<p>1 アスベスト除去工事の追加 (1) 内装吹付材の除去 0㎡ → 176㎡ (2) アスベスト含有建材の分析調査を行ったところ、内装吹付材にアスベストが含まれていることが判明したため</p> <p>2 南棟及び西棟の外壁補修工事の追加 (1) タイル浮きの補修 0㎡ → 24㎡ タイル欠損の補修 0枚 → 190枚 モルタル面ひび割れの補修 0m → 277m 外壁パネルひび割れの補修 0か所 → 17か所 (2) 足場を架設して現地調査を実施したところ、補修が必要な箇所が確認されたため</p>	
備 考	<p>1 相手方 鴻池・太啓建設共同企業体 代表者 名古屋市中区錦二丁目19番1号 株式会社鴻池組 名古屋支店 常務執行役員支店長 安居院 徳重</p> <p>2 担当課 福祉部地域包括ケア企画課</p> <p>3 完成予定日 令和4年12月16日</p>	

(2) 豊田地域医療センター空調設備工事

区 分	金 額 (単位 円)	議決議会、専決年月日等
変更前金額 (議決金額)	A 1, 865, 532, 630	令和2年9月市議会定例会 議案第115号
変更後金額 (今回)	B 1, 871, 032, 630	令和3年8月17日 豊専第29号
増 減 額	B - A 5, 500, 000	
主 要 変 更 内 容	<p>1 X線防護工事の追加 (1) 0㎡ → 49.9㎡ (2) X線使用室の天井を解体したところ、既設配管に防護措置の必要な開口が確認されたため</p> <p>2 アスベスト除去工事の追加 (1) パッキンのアスベスト除去 0か所 → 8か所 (2) アスベスト含有建材の分析調査を行った結果、配管のパッキンにアスベストが含まれていることが判明したため</p>	
備 考	<p>1 相手方 三建・三河建設共同企業体 代表者 名古屋市中村区名駅南二丁目14番19号 住友生命名古屋ビル23階 三建設備工業株式会社 名古屋支店 執行役員支店長 中根 且統</p> <p>2 担当課 福祉部地域包括ケア企画課</p> <p>3 完成予定日 令和3年9月30日</p>	

(3) 豊田地域医療センター給排水衛生ガス設備工事

区 分	金 額 (単位 円)	議決議会、専決年月日等
変更前金額 (議決金額)	A 959,395,742	令和2年9月市議会定例会 議案第116号
変更後金額 (今回)	B 961,595,742	令和3年8月17日 豊専第30号
増 減 額	B - A 2,200,000	
主 変 更 内 容	<p>1 既設埋設ガス管迂回工事の追加 (1) 0m → 31m (2) 既設埋設ガス管が建物に近接しており、解体工事に支障があることが判明し、当該ガス管を迂回させる必要が生じたため</p> <p>2 中棟及び南棟の改修箇所の変更による衛生機器、消火設備等の追加 (1) 手洗い器の新設 0か所 → 4か所 スプリンクラーの新設 0か所 → 12か所 (2) 工事期間中、健診を行う場所を2か所設ける予定であったが、中棟の1か所で行うことになり、設置する機器等を追加する必要が生じたため</p>	
備 考	<p>1 相手方 川崎・中根建設共同企業体 代表者 名古屋市中区大須一丁目6番47号 川崎設備工業株式会社 中部支社 常務取締役支社長 番 清彦</p> <p>2 担当課 福祉部地域包括ケア企画課</p> <p>3 完成予定日 令和3年9月30日</p>	

- 4 令和3年度豊田市補正予算
→「予算関係議案の要旨(資料2)」参照

報告第10号 令和2年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
→「予算関係議案の要旨(資料2)」参照

2 承認

承認第4号から承認第16号まで 令和2年度決算
→「予算関係議案の要旨（資料2）」参照

3 議決

議案第91号 豊田市個人情報保護条例及び豊田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

【要旨】

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、情報提供等記録の訂正を実施した場合の通知先の変更を行うほか、現に引用している条項を整理する。

1 豊田市個人情報保護条例の一部改正

(1) 情報提供等記録の訂正を実施した場合の通知先の変更

<現行>		<改正後>
総務大臣	→	内閣総理大臣

(2) 現に引用している条項の整理

<現行>		<改正後>
第19条第7号	→	第19条第8号
同条第8号		同条第9号

2 豊田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正

現に引用している条項の整理

<現行>		<改正後>
第19条第10号	→	第19条第11号

【担当課：法務課、行政改革推進課】

議案第92号 豊田市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例
の一部を改正する条例

【要旨】

公正な行政手続の確保を図るため、指定の取消しを受けた指定管理者に対して事業報告書の提出及び原状回復の義務を設定するほか、所要の改正を行う。

1 指定の取消しを受けた指定管理者に対して事業報告書の提出及び原状回復の義務の設定

第7条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消した場合のほか、同条第2項及び第3項の規定により指定管理者の指定を取り消した場合についても、当該指定管理者に事業報告書の提出及び管理する建物等の原状回復を義務付ける。

2 用語の整理

現 行	改 正 後
法人等（法人又は団体若しくは個人）	法人等（法人その他の団体）
役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者）	役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等）

【担当課：行政改革推進課】

議案第93号 豊田市体育施設条例の一部を改正する条例

【要旨】

豊田市松平体育館を設置し、当該施設への指定管理者制度の導入及び当該施設の使用料の設定をするほか、豊田市岩倉運動広場への指定管理者制度の導入を行う。

1 豊田市松平体育館の設置（令和4年4月1日以後）

名 称	位 置
豊田市松平体育館	豊田市九久平町築場31番地25

2 指定管理者制度の導入（令和4年4月1日以後）

豊田市松平体育館及び豊田市岩倉運動広場を指定管理施設とする。

3 豊田市松平体育館の使用料の設定

(1) 体育館使用料の設定（令和4年4月1日以後）

区 分			使用料（円）		
			午前 (9:00～13:00)	午後 (13:00～17:00)	夜間 (17:00～21:00)
競技場	スポーツの場合	入場無料の場合	5,500	5,500	8,300
		入場有料の場合	11,000	11,000	16,600
スポーツ以外の場合	スポーツ以外の場合	入場無料の場合	22,000	22,000	33,200
		入場有料の場合	33,000	33,000	49,800
営利又は宣伝を目的とする場合			99,000	99,000	149,400
研修室			300	300	300
体力測定室			200	200	200
健康・体力相談室			200	200	200
トレーニング室			500	500	500

(2) 屋根付き運動広場の使用料の設定（令和4年4月1日以後）

単 位	使用料（円）		
	午前 (9:00～13:00)	午後 (13:00～17:00)	夜間 (17:00～21:00)
1時間	1,500	1,500	2,200

【担当課：生涯スポーツ推進課】

議案第94号 豊田市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

【要旨】

施設及び事業者の業務負担の軽減等を図るため、児童福祉施設等における諸記録の作成等について、電磁的記録による対応を可能とするほか、所要の改正を行う。

1 豊田市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

児童福祉施設は、記録、作成その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 豊田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

家庭的保育事業者等は、記録、作成その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

3 豊田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正

(1) 特定教育・保育施設等は、記録、作成その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

(2) 特定教育・保育施設等は、書面による同意については、当該書面が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面による同意に代えて、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、電磁的方法により得ることができる。この場合において、特定教育・保育施設等は、当該書面による同意を得たものとみなす。

【備考】

用語の意義

- (1) 児童福祉施設
助産施設、母子生活支援施設及び保育所
- (2) 家庭的保育事業者等
家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業を行う者
- (3) 特定教育・保育施設等
保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業で市町村長の確認を受けたもの

【担当課：保育課、子ども家庭課】

議案第95号 令和3年度豊田市一般会計補正予算

→「予算関係議案の要旨（資料2）」参照

議案第96号 工事請負契約の締結について（豊田市緑のリサイクルセンター改修工事）

【要旨】

ごみ処理施設の長期的な安定稼働を確保するとともに、ごみの処理量の増加を図るため、豊田市緑のリサイクルセンターの処理設備等を改修する。

- 1 契約目的 豊田市緑のリサイクルセンター改修工事
- 2 契約金額 445,500,000円
- 3 相手方 名古屋市千種区今池南29番16号
共和化工株式会社 名古屋支店
支店長 小金丸 武己
- 4 契約方法 一般競争入札（2名）

【備考】

- 1 工事場所 豊田市枝下町地内
- 2 工事概要
 - (1) 発注方式 性能発注方式
 - (2) 処理能力 3,800t/年
 - (3) 機械設備工事 一式
 - ア 発酵設備改修
 - イ 脱臭設備改修
 - ウ 膨潤機設備改修
 - エ 排水処理設備改修
 - (4) 配管設備工事 一式
 - (5) 電気計装設備工事 一式
 - (6) 建築附帯工事 一式
- 3 完成予定日 令和5年2月28日

【担当課：清掃施設課】

議案第97号 工事請負契約の締結について（豊田スタジアム長寿命化改修工事（その2））

【要旨】

計画的な保全を行い、安全・安心で快適な施設環境を確保するため、空調設備の改修を行う。

- 1 契約目的 豊田スタジアム長寿命化改修工事（その2）
- 2 契約金額 478,500,000円
- 3 相手方 三建・三河建設共同企業体
代表者 名古屋市中村区名駅南二丁目14番19号
住友生命名古屋ビル23階
三建設備工業株式会社 名古屋支店
執行役員支店長 中根 且統
- 4 契約方法 一般競争入札（2名）

【備考】

- 1 工事場所 豊田市千石町地内
- 2 工事概要 空調改修工事 一式
- 3 完成予定日 令和5年3月24日

【担当課：建築計画調整課】

議案第98号 工事の施行に関する協定の締結について（豊田土橋土地区画
整理事業雨水管設置工事）

【要旨】

公共施設の整備及び土地利用の増進を図り、良好な市街地を形成するため、豊田土橋土地区画整理事業の施行に伴い、雨水管を設置する。

- 1 協定目的 豊田土橋土地区画整理事業雨水管設置工事
- 2 協定金額 272,518,000円
- 3 相手方 名古屋市中村区名駅一丁目2番4号
名古屋鉄道株式会社
取締役社長 高崎 裕樹
- 4 協定方法 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による
随意契約

【備考】

- 1 工事場所 豊田市土橋町地内
- 2 工事概要
 - (1) 雨水管設置工事
 - ア 構造 ボックスカルバート
 - イ 延長 14.6m
 - (2) 附帯工事
軌道工事、信号工事、電路工事及び通信工事
- 3 完成予定日 令和4年3月31日

【担当課：市街地整備課】

議案第99号 財産の処分について（花本産業団地拡張用地）

【要旨】

市内における活発な産業活動の促進及び市民の雇用機会の拡大を図るため、花本産業団地拡張用地を処分する。

1 処分する財産

- (1) 種 別 土地
- (2) 面 積 45,878.45平方メートル
- (3) 所在地 豊田市花本町井前137番1 ほか11筆

2 処分価格 2,819,072,394円

3 相手方 神奈川県相模原市南区麻溝台一丁目7番1号
プライムデリカ株式会社
代表取締役社長 齊藤 正義 ほか4名

【備考】

1 処分単価 61,446円/m²

2 参考図 26ページ

【担当課：産業労働課】

議案第100号 和解の成立について（土地収用裁決申請事件）

【要旨】

豊田都市計画道路事業昭和町線に係る土地収用裁決申請事件に関して、円満な解決を図るため、和解を成立させる。

1 相手方

(1) 相手方1

個人情報ため非掲載

(2) 相手方2

個人情報ため非掲載

(3) 相手方3

個人情報ため非掲載

2 和解内容

- (1) 市は、相手方1に対し、収用に係る豊田市喜多町二丁目98番1の土地（以下「本件土地」という。）に対する補償金として 非掲載 非掲載 及び本件土地上の建物、工作物等の移転に伴う補償金として 非掲載 を支払う。
- (2) 市は、相手方2に対し、収用に係る本件土地上の物件等の移転に伴う補償金として 非掲載 を支払う。
- (3) 相手方3は、市に対し、補償を要求しない。
- (4) 市は、和解成立の日の翌日から起算して3月を経過した日に、本件土地の所有権を相手方1から取得する。
- (5) 相手方1、相手方2及び相手方3は、和解成立の日の翌日から起算して3月を経過した日までに、本件土地上に存する物件を全て撤去し、明け渡す。
- (6) 市並びに相手方1、相手方2及び相手方3は、土地収用法第50条第2項及び第3項の規定に基づき、愛知県収用委員会に対し、前各号を内容とする和解調書の作成を申請し、作成された和解調書に署名押印するものとする。

【担当課：都市整備課】

議案第101号 公の施設の区域外設置に関する協議について（（仮称）豊田花園土地区画整理事業4号公園）

【要旨】

豊田都市計画事業及び西三河都市計画事業豊田花園土地区画整理事業の施行に伴い、公園施設の一部を隣接する知立市の区域内に設置するため、知立市と協議を行う。

- 1 施設名称 （仮称）豊田花園土地区画整理事業4号公園
- 2 設置場所 知立市八橋町寺内7番7、7番25の一部、7番26の一部、7番27、7番28、7番29、7番30の一部、7番31の一部、7番32、7番33及び7番34
- 3 費用負担 豊田市
- 4 管理運営 豊田市
- 5 利用者の制限 制限は設けない。

【備考】

- 1 面積 284㎡
- 2 完成予定日 令和5年3月31日

【担当課：市街地整備課】

4 同意

同意第4号 教育委員会委員の選任について

【要旨】

教育委員会委員として次の者を選任する。

選任する者

佐伯英恵（再任）

【備考】

佐伯英恵委員が令和3年9月30日付けで任期満了となるため

【担当課：教育政策課】

同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

【要旨】

固定資産評価審査委員会委員として次の者を選任する。

選任する者

白鳥亜紀（再任） 鈴木秀幸（新任）

中根金良（再任） 光岡新吾（再任）

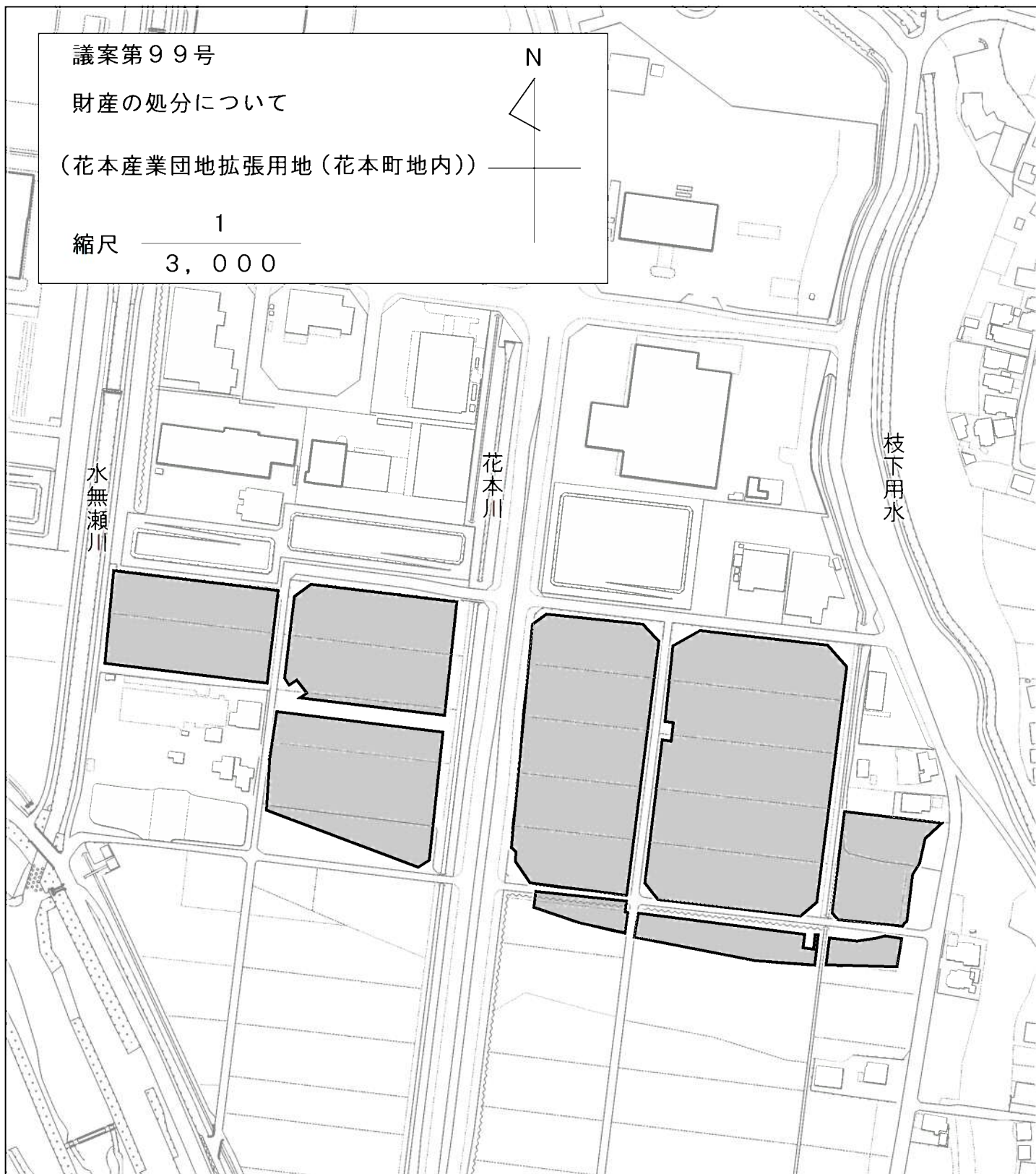
矢頭正浩（新任） 渡邊年廣（新任）


【備考】

中根金良委員、牧野日彦委員及び光岡新吾委員が令和3年9月30日付けで、川上明子委員、白鳥亜紀委員及び塚本章雄委員が令和4年1月10日付けで任期満了となるため

【担当課：市民税課】

5 参考図



凡	例
処分箇所	

6 参考資料

報告第8号 経営状況の報告について（事業報告及び決算）

単位＝千円（注：千円未満の端数は切捨て）

法人名	上 段	正味財産増減計算書 (令和2年4月1日～令和3年3月31日)			貸借対照表 (令和3年3月31日現在)		
		収益合計	費用合計	当期 増減額	資 産	負 債	(うち基本財産) 正味財産
		主要事業(令和2年4月1日～令和3年3月31日)					
1 豊田市土地開発 公社		(収入合計) 1,139,501	(支出合計) 1,134,640	(当期純利益) 4,860	8,220,693	6,587,002	(10,000) 1,633,690
		公有地取得事業(市道豊田刈谷6号線ほか2路線始め14事業)					
2 豊田市学校給食 協会		2,882,559	2,882,559	0	486,481	476,481	(10,000) 10,000
		(1)給食用物資の調達事業(取扱高2,125,137千円) (2)平和、中部及び南部給食センター並びに豊田特別支援学校の調理に関する事業(年間3,943千食分)					
3 豊田地域医療 センター		4,820,899	4,820,877	21	2,520,689	2,332,244	(10,000) 188,445
		(1)病院事業(外来・訪問・入院診療、保健予防及び在宅療養支援) (2)看護師養成事業					
4 豊田都市交通 研究所		109,341	133,146	△23,805	3,431,071	46,716	(3,000,000) 3,384,354
		(1)自主研究事業(自転車通行空間利用率向上に向けた新たなアプローチの試みと地域への展開始め12事業) (2)受託研究事業(ゾーン30区域を中心とした安全性向上業務委託始め19事業)					
5 豊田市文化振興 財団		2,409,376	2,417,263	△7,887	1,377,278	840,999	(382,435) 536,278
		(1)文化施設等を活用して、市民が文化・芸術に触れる機会と場を提供する事業 (2)文化・芸術に関する講座の開催等、文化・芸術に関する知識及び技能の習得を図る事業					
6 豊田市スポーツ 協会		526,893	522,720	4,173	792,024	154,587	(589,900) 637,437
		(1)WEBによる「とよたエールマラソン」の開催等、スポーツ振興事業の実施 (2)スポーツ施設の運営及び管理					
7 豊田市水道 サービス協会		(収入合計) 432,786	(支出合計) 413,569	(次期繰越 収支差額) 19,217	180,558	67,180	(100,000) 113,378
		(1)水道漏水防止業務及び水道施設の維持管理 (2)水道事業に関する工事等(量水器取替、開閉栓及び給水装置工事現地調査)					
8 豊田市国際交流 協会		57,892	59,425	1,490	1,135,194	19,135	(1,026,570) 1,116,058
		(1)とよた日本語学習支援システム運営事業 (2)「国際の日」関連事業					

単位＝千円（注：千円未満の端数は切捨て）

法人名	上段	正味財産増減計算書 (令和2年4月1日～令和3年3月31日)			貸借対照表 (令和3年3月31日現在)		
		収益合計	費用合計	当期増減額	資産	負債	(うち基本財産) 正味財産
	下段 主要事業(令和2年4月1日～令和3年3月31日)						
9 豊田加茂環境整備 公社		579,812	389,724	190,087	11,399,873	2,945,210	(100,000) 8,454,663
		(1)廃棄物の最終処分事業 (2)豊田市緑のリサイクルセンター受託事業					
10 高橋記念美術文化 振興財団		8,474	7,297	1,176	1,234,588	13,429	(1,040,030) 1,221,158
		(1)作品の保管・貸出し及び展覧会開催支援事業 (2)教育普及活動事業(機関紙発行等)					
11 豊田市駅東開発 株式会社		(収入合計) 947,378	(支出合計) 945,269	(当期純利益) 2,109	711,711	226,262	(56,200) 485,449
		(1)ギャザビル管理事業 (2)商業床の管理運営事業					
12 豊田まちづくり 株式会社		(収入合計) 2,376,420	(支出合計) 2,341,670	(当期純利益) 34,750	5,163,157	3,750,115	(490,900) 1,413,041
		(1)豊田市駅西口市街地再開発ビル及び中心市街地駐車場管理運営事業 (2)中心市街地まちづくり事業					
13 株式会社 豊田ほっとかん		(収入合計) 674,283	(支出合計) 651,744	(当期純利益) 22,538	1,950,660	1,236,208	(200,000) 714,452
		(1)有料老人ホームの管理運営事業 (2)温浴施設じゅわじゅわの管理運営事業					
14 豊田市駅前開発 株式会社		(収入合計) 531,526	(支出合計) 530,757	(当期純利益) 769	1,244,165	199,836	(52,200) 1,044,328
		豊田参合館共用部分管理受託事業					
15 株式会社 豊田スタジアム		(収入合計) 944,626	(支出合計) 880,470	(当期純利益) 64,156	770,455	301,938	(100,000) 468,516
		(1)場内広告及びスーパールームの販売事業 (2)レストラン及び売店の経営事業					
16 豊田市駅前通り南 開発株式会社		(収入合計) 618,099	(支出合計) 530,762	(当期純利益) 87,336	2,447,988	814,082	(300,000) 1,633,905
		(1)コモ・スクエア管理事業 (2)コモ・スクエアの自社所有床及び運用受託床の管理運営事業					
17 株式会社とよた山里 ホールディングス		(収入合計) 44,368	(支出合計) 39,588	(当期純利益) 4,780	445,172	5,264	(68,000) 439,908
		事業子会社に対する経営指導及び経理、人事等の管理					
18 ツーリズムとよた		113,750	113,106	643	65,308	8,044	(50,000) 57,264
		(1)プロモーション事業 (2)受入環境整備事業					

備考

- 1 豊田市土地開発公社の正味財産増減計算書については「正味財産増減計算書」を「損益計算書」と、貸借対照表については「正味財産」を「純財産」と、「基本財産」を「資本金」と読み替えるものとする。
- 2 豊田市水道サービス協会の正味財産増減計算書については、「正味財産増減計算書」を「収支計算

書」と読み替えるものとする。

- 3 株式会社の正味財産増減計算書については、「正味財産増減計算書」を「損益計算書」と読み替えるものとする。なお、収入合計は営業収益、営業外収益及び特別利益を、支出合計は営業費用、営業外費用、特別損失及び法人税等を合算している。
- 4 株式会社の貸借対照表については、「正味財産」を「純資産」と、「基本財産」を「資本金」と読み替えるものとする。

令和 3 年 9 月市議会定例会
予 算 関 係 議 案 の 要 旨

目 次

1	令和 3 年度特別会計補正予算（8 月 1 3 日専決）	1
2	令和 3 年度一般会計補正予算（8 月 2 3 日専決）	5
3	令和 2 年度健全化判断比率・資金不足比率	1 3
4	令和 2 年度一般会計・特別会計決算	1 9
5	令和 2 年度水道事業会計決算	2 5
6	令和 2 年度下水道事業会計決算	2 9
7	令和 3 年度一般会計補正予算（9 月補正）	3 3

※ この資料は、議会開会当日、議場
へ持参してください。

資料作成 令和 3 年 8 月 2 6 日

令和3年度

豊田市特別会計補正予算資料

(8月13日専決)

令和3年度 8月13日専決 各会計別 予算総括表

(単位：千円・%)

区 分	補正前の額	補正額	計	補正前 構成比	補正後 構成比	備 考		
一 般 会 計	184,141,074		184,141,074	72.5	72.5			
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険	34,566,572		34,566,572	13.6	13.6		
	土 地 区 画 整 理	土 橋	553,366		553,366	0.2	0.2	
		寺 部	290,038		290,038	0.1	0.1	
		花 園	2,301,645		2,301,645	0.9	0.9	
	分 譲 住 宅 建 設	11,289		11,289	0.0	0.0		
	卸 売 市 場	219,251		219,251	0.1	0.1		
	水 道 水 源 保 全	101,706		101,706	0.0	0.0		
	母 子 父 子 寡 婦 福 祉	14,286		14,286	0.0	0.0		
	介 護 保 険	25,694,182		25,694,182	10.2	10.2		
	財 産 区	盛 岡	4,030		4,030	0.0	0.0	
		賀 茂	6,581		6,581	0.0	0.0	
	後 期 高 齢 者 医 療	5,965,741	2,000	5,967,741	2.4	2.4	豊専第27号	
	産 業 用 地 造 成	花 本	27,003		27,003	0.0	0.0	
		豊 田 東 イ ン ター チ ェ ン ジ 周 辺	109,986		109,986	0.0	0.0	
小 計		69,865,676	2,000	69,867,676	27.5	27.5		
合 計 (一般会計+特別会計)	254,006,750	2,000	254,008,750	100.0	100.0			
企 業 会 計	水 道 事 業	収 入	15,317,183		15,317,183	—	—	
		支 出	21,773,619		21,773,619	—	—	
	下 水 道 事 業	収 入	12,075,229		12,075,229	—	—	
		支 出	16,111,162		16,111,162	—	—	
	支 出 合 計	37,884,781		37,884,781	—	—		
総 計 (一般会計+特別会計 +企業会計)	291,891,531	2,000	291,893,531	—	—			

(単位：千円)

豊専第27号 後期高齢者医療	(歳入)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 後期高齢者医療保険料	5,140,327	0	5,140,327
	2 繰入金	814,467	0	814,467
	3 繰越金	1,000	0	1,000
	4 諸収入	9,947	2,000	11,947
	合計	5,965,741	2,000	5,967,741
	(歳出)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 総務費	129,558	0	129,558
2 広域連合納付金	5,826,512	0	5,826,512	
3 諸支出金	9,671	2,000	11,671	
合計	5,965,741	2,000	5,967,741	

令和3年度

豊田市一般会計補正予算資料

(8月23日専決)

令和3年度 8月23日専決 各会計別 予算総括表

(単位：千円・%)

区 分	補正前の額	補正額	計	補正前 構成比	補正後 構成比	備 考	
一 般 会 計	184,141,074	150,200	184,291,274	72.5	72.6	豊専第32号	
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険	34,566,572		34,566,572	13.6	13.6	
	土 地 区 画 整 理	土 橋	553,366		553,366	0.2	0.2
		寺 部	290,038		290,038	0.1	0.1
		花 園	2,301,645		2,301,645	0.9	0.9
	分 譲 住 宅 建 設	11,289		11,289	0.0	0.0	
	卸 売 市 場	219,251		219,251	0.1	0.1	
	水 道 水 源 保 全	101,706		101,706	0.0	0.0	
	母 子 父 子 寡 婦 福 祉	14,286		14,286	0.0	0.0	
	介 護 保 険	25,694,182		25,694,182	10.2	10.1	
	財 産 区	盛 岡	4,030		4,030	0.0	0.0
		賀 茂	6,581		6,581	0.0	0.0
	後 期 高 齢 者 医 療	5,967,741		5,967,741	2.4	2.4	
	産 業 用 地 造 成	花 本	27,003		27,003	0.0	0.0
		豊 田 東 イ ン ター チ ェ ン ジ 周 辺	109,986		109,986	0.0	0.0
		小 計	69,867,676		69,867,676	27.5	27.4
合 計 (一般会計+特別会計)	254,008,750	150,200	254,158,950	100.0	100.0		
企 業 会 計	水 道 事 業	収 入	15,317,183		15,317,183	—	—
		支 出	21,773,619		21,773,619	—	—
	下 水 道 事 業	収 入	12,075,229		12,075,229	—	—
		支 出	16,111,162		16,111,162	—	—
	支 出 合 計	37,884,781		37,884,781	—	—	
総 計 (一般会計+特別会計 +企業会計)	291,893,531	150,200	292,043,731	—	—		

(歳入)

(単位：千円・%)

款	補正前の額	補正額	計	補正前 構成比	補正後 構成比	備考
1 市 税	93,462,233		93,462,233	50.8	50.7	
2 地 方 譲 与 税	1,256,860		1,256,860	0.7	0.7	
3 利 子 割 交 付 金	56,000		56,000	0.0	0.0	
4 配 当 割 交 付 金	420,000		420,000	0.2	0.2	
5 株式等譲渡所得割交付金	318,000		318,000	0.2	0.2	
6 法 人 事 業 税 交 付 金	2,442,000		2,442,000	1.3	1.3	
7 地 方 消 費 税 交 付 金	9,961,000		9,961,000	5.4	5.4	
8 ゴルフ場利用税交付金	343,000		343,000	0.2	0.2	
9 自動車取得税交付金	1		1	0.0	0.0	
10 環 境 性 能 割 交 付 金	323,000		323,000	0.2	0.2	
11 地 方 特 例 交 付 金	1,701,000		1,701,000	0.9	0.9	
12 地 方 交 付 税	200,000		200,000	0.1	0.1	
13 交通安全対策特別交付金	59,000		59,000	0.0	0.0	
14 分 担 金 及 び 負 担 金	120,316		120,316	0.1	0.1	
15 使 用 料 及 び 手 数 料	2,687,265		2,687,265	1.5	1.5	
16 国 庫 支 出 金	24,792,633	150,200	24,942,833	13.5	13.6	
17 県 支 出 金	10,916,754		10,916,754	5.9	5.9	
18 財 産 収 入	379,703		379,703	0.2	0.2	
19 寄 附 金	163,645		163,645	0.1	0.1	
20 繰 入 金	13,438,408		13,438,408	7.3	7.3	
21 繰 越 金	4,516,694		4,516,694	2.4	2.4	
22 諸 収 入	5,216,462		5,216,462	2.8	2.8	
23 市 債	11,367,100		11,367,100	6.2	6.2	
合 計	184,141,074	150,200	184,291,274	100.0	100.0	

歳入の内訳

(単位：千円)

款	補正額	内 訳	補正額	補正前	補正後
16 国庫支出金	150,200	新型コロナウイルス感染症 生活困窮者 自立支援費補助金	150,200	6,000	156,200
合 計	150,200				

(目的別歳出)

(単位：千円・%)

款	補正前の額	補正額	計	補正前 構成比	補正後 構成比	備 考
1 議 会 費	894,316		894,316	0.5	0.5	
2 総 務 費	19,842,350		19,842,350	10.8	10.8	
3 民 生 費	64,119,964	150,200	64,270,164	34.8	34.9	
4 衛 生 費	20,133,230		20,133,230	10.9	10.9	
5 労 働 費	153,381		153,381	0.1	0.1	
6 農 林 水 産 業 費	2,888,368		2,888,368	1.6	1.6	
7 商 工 費	6,036,897		6,036,897	3.3	3.3	
8 土 木 費	26,781,240		26,781,240	14.5	14.5	
9 消 防 費	7,093,515		7,093,515	3.8	3.8	
10 教 育 費	28,124,272		28,124,272	15.3	15.2	
11 災 害 復 旧 費	250,000		250,000	0.1	0.1	
12 公 債 費	7,293,541		7,293,541	4.0	4.0	
13 諸 支 出 金	30,000		30,000	0.0	0.0	
14 予 備 費	500,000		500,000	0.3	0.3	
合 計	184,141,074	150,200	184,291,274	100.0	100.0	

歳出の内訳

(単位：千円)

款	補正額	内 訳	内 訳		
			補正額	補正前	補正後
3 民生費	150,200	新型コロナウイルス感染症 生活困窮者 自立支援金給付費	150,200	6,000	156,200
合 計	150,200				

(性質別歳出)

(単位：千円・%)

区 分	補正前の額	補正額	計	補正前 構成比	補正後 構成比	備 考
人 件 費	32,962,173		32,962,173	17.9	17.9	
物 件 費	36,961,045	200	36,961,245	20.1	20.1	
維 持 補 修 費	3,409,530		3,409,530	1.8	1.8	
扶 助 費	33,799,713	150,000	33,949,713	18.4	18.4	
補 助 費 等	25,631,630		25,631,630	13.9	13.9	
普通建設事業費	33,276,883		33,276,883	18.1	18.1	
災害復旧事業費	250,000		250,000	0.1	0.1	
公 債 費	7,293,541		7,293,541	4.0	4.0	
積 立 金	107,971		107,971	0.0	0.0	
投資及び出資金	500,000		500,000	0.3	0.3	
貸 付 金	512,000		512,000	0.3	0.3	
繰 出 金	8,936,588		8,936,588	4.8	4.8	
予 備 費	500,000		500,000	0.3	0.3	
合 計	184,141,074	150,200	184,291,274	100.0	100.0	

令和 2 年度

健全化判断比率・資金不足比率

健全化判断比率・資金不足比率

(単位：%)

区 分		令和2年度	令和元年度	早期健全化 基準	財政再生 基準
健全化 判断比率	実質赤字比率	— (-5.86)	— (-5.62)	11.25	20.00
	連結実質赤字比率	— (-21.41)	— (-18.29)	16.25	30.00
	実質公債費比率	2.3	2.8	25.0	35.0
	将来負担比率	— (-61.3)	— (-67.1)	350.0	/

(単位：%)

区 分		令和2年度	令和元年度	経営健全化 基準
資金不足 比率	都市計画事業土地 区画整理特別会計	— (-100.0)	— (-100.0)	20.0
	分譲住宅建設事業 特別会計	— (-100.0)	— (-100.0)	
	卸売市場特別会計	— (-23.3)	— (-13.5)	
	産業用地造成事業 特別会計	— (-100.0)	— (-100.0)	
	水道事業会計	— (-151.7)	— (-142.7)	
	下水道事業会計	— (-89.8)	— (-87.6)	

備考 各欄の「—」表記は、「比率なし」となったものであり、括弧内に参考としてその値を併記する。

実質赤字比率・連結実質赤字比率

(単位：千円・%)

区 分	実質赤字額 (A) ※1	標準財政規模 (B)	比 率 ※1 (A)/(B)*100	早期健全化 基 準	財政再生 基 準
実質赤字比率 ※2	-7,405,280	126,223,605	-5.86	11.25	20.00
連結実質赤字比率 ※3	-27,031,117	126,223,605	-21.41	16.25	30.00

※1 実質収支又は連結実質収支が黒字である場合、「実質赤字額」、「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」は負の値となる。

※2 一般会計、水道水源保全事業特別会計及び母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計が対象

※3 一般会計、財産区を除く特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計が対象

資金不足比率

(単位：千円・%)

区 分 ※1	資金不足額 (A) ※2	事業の規模 (B) ※3	比 率 ※2 (A)/(B)*100	経営健全化 基 準
都市計画事業土地 区画整理特別会計	-6,063	6,063	-100.0	20.0
分譲住宅建設 事業特別会計	-860	860	-100.0	
卸売市場特別会計	-23,321	99,979	-23.3	
産業用地造成事業 特 別 会 計	-2,715,398	2,715,398	-100.0	
水道事業会計	-11,670,165	7,692,245	-151.7	
下水道事業会計	-3,914,678	4,358,119	-89.8	

※1 資金不足比率の対象となるのは、地方公営企業法第2条または地方財政法施行令第46条に規定する事業

※2 会計の資金収支が黒字である場合、「資金不足額」、「資金不足比率」は負の値となる。

※3 都市計画事業土地区画整理・分譲住宅建設事業特別会計・産業用地造成事業については「実質黒字額＋土地収入見込額」、その他の会計は「営業収益の額－受託工事収益の額」

実質公債費比率

(単位：千円・%)

年 度	元利償還金額 (A) ※1	公営企業地方債 償還充当分 (B) ※2	一部事務組合等 地方債償還充当分 (C) ※3	公債費に準ずる 債務負担行為 (D)	一時借入金利子 (E)
平成30年度	12,172,605	2,408,129	0	347,951	0
令和元年度	9,557,455	2,356,153	0	1,079,263	0
令和2年度	7,897,112	2,317,432	0	398,068	0

年 度	準元利償還金 (B)～(E)の計 (F)	公債費充当 特定財源 (G) ※4	基準財政需要額 算入額 (H) ※5	(A)+(F) -(G)-(H) (I)	標準財政規模 (J)
平成30年度	2,756,080	2,525,106	9,545,910	2,857,669	105,294,972
令和元年度	3,435,416	929,096	8,687,887	3,375,888	131,208,145
令和2年度	2,715,500	1,053,286	8,007,407	1,551,919	126,223,605

年 度	(J)-(H) (K)	(I)/(K)*100	実質公債費比率 (3か年平均)	早期健全化 基準	財政再生 基準
平成30年度	95,749,062	2.98454	2.3	25.0	35.0
令和元年度	122,520,258	2.75537			
令和2年度	118,216,198	1.31278			

※1 繰上償還額の元金にかかる分を除く。

※2 公営企業（水道事業、下水道事業）に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰出金

※3 一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる負担金

※4 元利償還金・準元利償還金に充当可能な歳入

※5 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

将来負担比率

(単位：千円・%)

地方債の現在高 (A)	債務負担行為に 基づく支出予定額 (B)	公営企業債等 繰入見込額 (C) ※1	組合等負担等見込額 (D)	退職手当負担見込額 (E)
51,655,737	7,826,253	23,000,283	0	18,263,628

設立法人の負担額 等負担見込額 (F)	連結実質赤字額 (G)	将来負担額 (A)～(G)の計 (H)
0	0	100,745,901

充当可能基金 (I)	充当可能特定歳入 (J)	基準財政需要額 算入見込額 (K)	充当可能財源等 (I)～(K)の計 (L)
91,302,741	19,759,906	62,197,402	173,260,049

標準財政規模 (M)	算入公債費等の額 (N)	将来負担比率 $((H)-(L))/((M)-(N))*100$	早期健全化 基準
126,223,605	8,007,407	-61.3	350.0

※1 公営企業（水道事業、下水道事業）の地方債の元金償還に充てる一般会計からの負担等見込額

令和2年度

豊田市 一般会計
特別会計 決算資料

<令和2年度>

(一般会計・特別会計)

会 計 名		歳入総額	歳出総額	差引額	
一 般 会 計		253,298,694	239,459,633	13,839,061	
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険	35,083,294	34,498,514	584,780	
	都 市 計 画 事 業 土 地 区 画 整 理	土 橋	3,248,549	1,472,426	1,776,123
		寺 部	1,536,276	844,450	691,826
		花 園	4,830,529	3,644,404	1,186,125
	分 譲 住 宅 建 設 事 業	9,113	8,253	860	
	卸 売 市 場	217,185	193,863	23,322	
	水 道 水 源 保 全 事 業	78,545	69,708	8,837	
	母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 事 業	28,864	7,374	21,490	
	介 護 保 険 事 業	24,982,002	24,293,337	688,665	
	財 産 区	盛 岡	5,023	4,471	552
		賀 茂	7,225	7,073	152
	後 期 高 齢 者 医 療	5,809,248	5,759,641	49,607	
	産 業 用 地 造 成 事 業	895,028	895,028	0	
	小 計	76,730,881	71,698,542	5,032,339	
合 計		330,029,575	311,158,175	18,871,400	

歳入歳出決算額一覧表

(単位:千円)

翌年度へ繰り越すべき財源			実質収支 (A)	単年度収支 (A)-(B)	元年度 実質収支(B)
継続費繰越し	明許費繰越し	事故繰越し			
2,466,795	3,660,099	321,600	7,390,567	12,991	7,377,576
			584,780	484,557	100,223
1,773,962			2,161	△ 1,362	3,523
689,466			2,360	409	1,951
1,184,583			1,542	900	642
			860	591	269
			23,322	9,769	13,553
	2,200		6,637	5,838	799
			21,490	13,149	8,341
			688,665	114,385	574,280
			552	△ 39	591
			152	6	146
			49,607	6,287	43,320
			0	△ 247	247
3,648,011	2,200	0	1,382,128	634,243	747,885
6,114,806	3,662,299	321,600	8,772,695	647,234	8,125,461

(一般会計) 歳入決算額 前年度比較表

	R2年度	R元年度	差額
個人市民税	328.1億	326.5億	1.6億
法人市民税	165.1億	310.6億	△145.5億
固定資産税	422.2億	418.4億	3.8億
事業所税	75.0億	73.8億	1.2億
都市計画税	42.5億	41.4億	1.1億

(単位:千円・%)

款	年度	令和2年度	令和元年度	増減額	伸率
1	市 税	106,952,270	120,828,758	△ 13,876,488	△ 11.5
2	地 方 譲 与 税	1,311,284	1,247,987	63,297	5.1
3	利 子 割 交 付 金	82,506	74,827	7,679	10.3
4	配 当 割 交 付 金	483,259	520,207	△ 36,948	△ 7.1
5	株式等譲渡所得割交付金	456,610	268,512	188,098	70.1
6	法 人 事 業 税 交 付 金	2,926,303	0	2,926,303	皆増
7	地 方 消 費 税 交 付 金	9,885,713	8,183,512	1,702,201	20.8
8	ゴルフ場利用税交付金	323,435	359,126	△ 35,691	△ 9.9
9	自動車取得税交付金	0	356,843	△ 356,843	皆減
10	環境性能割交付金	239,927	110,067	129,860	118.0
11	地 方 特 例 交 付 金	548,433	1,489,627	△ 941,194	△ 63.2
	【主な増減理由】	子ども・子育て支援臨時交付金		△10.2億円	
12	地 方 交 付 税	1,010,842	2,234,761	△ 1,223,919	△ 54.8
	【主な増減理由】	普通交付税		△11.6億円	
13	交通安全対策特別交付金	60,653	56,458	4,195	7.4
14	分 担 金 及 び 負 担 金	176,535	283,746	△ 107,211	△ 37.8
15	使 用 料 及 び 手 数 料	2,541,960	2,988,303	△ 446,343	△ 14.9
16	国 庫 支 出 金	69,372,993	20,973,140	48,399,853	230.8
	【主な増減理由】	○特別定額給付金(事業費・事務費)補助金 ○新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金		+425.9億円 + 26.3億円	
17	県 支 出 金	10,317,660	9,343,980	973,680	10.4
	【主な増減理由】	○新型コロナウイルス感染症対策協力金交付事業費補助金 ○教育・保育給付費負担金 ○障がい者自立支援給付費負担金		+ 4.6億円 + 2.8億円 + 1.6億円	
18	財 産 収 入	628,463	581,888	46,575	8.0
19	寄 附 金	662,059	85,620	576,439	673.3
	【主な増減理由】	○介護予防事業推進寄附金		+ 5.0億円	
20	繰 入 金	17,484,414	2,889,293	14,595,121	505.1
	【主な増減理由】	○財政調整基金繰入金 ○保健医療福祉基金繰入金		+83.9億円 +41.0億円	
21	繰 越 金	15,102,873	13,582,919	1,519,954	11.2
22	諸 収 入	4,786,302	6,042,736	△ 1,256,434	△ 20.8
	【主な増減理由】	○給食費収入(こども園・小・中・特別支援学校)		△10.3億円	
23	市 債	7,944,200	9,925,200	△ 1,981,000	△ 20.0
	歳 入 合 計	253,298,694	202,427,510	50,871,184	25.1

(一般会計) 歳出決算額 前年度比較表

(単位:千円・%)

款	年度	令和2年度	令和元年度	増減額	伸率
1	議会費	829,913	851,124	△ 21,211	△ 2.5
2	総務費	68,409,786	21,186,795	47,222,991	222.9
	【主な増減理由】			○特別定額給付金給付費(事務費含む) ○財政調整基金積立金	+425.9億円 + 36.9億円
3	民生費	59,715,540	56,834,002	2,881,538	5.1
	【主な増減理由】			○国民健康保険特別会計繰出金 ○教育・保育給付費 ○子育て世帯への臨時特別給付金給付費 ○障がい福祉介護給付費	+ 9.2億円 + 6.1億円 + 5.3億円 + 3.8億円
4	衛生費	22,974,384	15,208,862	7,765,522	51.1
	【主な増減理由】			○豊田地域医療センター再整備費 ○臨時特別水道事業補助金	+64.8億円 + 7.2億円
5	労働費	421,934	140,876	281,058	199.5
	【主な増減理由】			○中小企業等雇用調整補助金 ○テレワーク導入支援補助金	+ 2.6億円 + 0.1億円
6	農林水産業費	2,862,178	2,654,988	207,190	7.8
7	商工費	5,471,473	4,619,441	852,032	18.4
	【主な増減理由】			○新型コロナウイルス感染症対策協力金交付費 ○WE LOVEとよた応援商品券事業費 ○産業用地造成特別会計繰出金	+ 9.6億円 + 4.5億円 △ 7.2億円
8	土木費	34,725,533	34,760,526	△ 34,993	△ 0.1
9	消防費	7,247,085	7,581,608	△ 334,523	△ 4.4
10	教育費	27,919,584	33,633,225	△ 5,713,641	△ 17.0
	【主な増減理由】			○GIGAスクール構想推進事業費 ○北部給食センター建設費 ○空調機器整備費(小・中・特別支援学校)	+34.1億円 △25.7億円 △62.9億円
11	災害復旧費	985,111	139,034	846,077	608.5
12	公債費	7,897,112	9,714,156	△ 1,817,044	△ 18.7
	【主な増減理由】			○元金	△17.6億円
13	諸支出金	0	0	0	-
14	予備費	0	0	0	-
	歳出合計	239,459,633	187,324,637	52,134,996	27.8

(一般会計) 歳出決算額 年次別比較表(性質別)

(単位:千円・%)

区分	年度	令和2年度		令和元年度		増減額
			構成比		構成比	
人件費		30,069,224	12.6	29,013,576	15.5	1,055,648
物件費		34,513,492	14.4	31,767,510	17.0	2,745,982
維持補修費		1,906,384	0.8	1,695,323	0.9	211,061
扶助費		33,046,580	13.8	31,126,564	16.6	1,920,016
補助費等		62,243,552	26.0	16,965,081	9.0	45,278,471
公債費		7,897,112	3.3	9,714,156	5.2	△ 1,817,044
積立金		8,263,969	3.4	4,012,742	2.1	4,251,227
投資及び出資金		450,560	0.2	920,000	0.5	△ 469,440
貸付金		531,000	0.2	490,000	0.3	41,000
繰出金		13,376,600	5.6	13,613,693	7.3	△ 237,093
普通建設事業費		46,079,565	19.2	47,860,832	25.5	△ 1,781,267
	うち人件費	1,206,430	0.5	1,373,002	0.7	△ 166,572
災害復旧事業費		1,081,595	0.5	145,160	0.1	936,435
	うち人件費	96,484	0.0	16,999	0.0	79,485
失業対策事業費		0	-	0	-	0
歳出合計		239,459,633	100.0	187,324,637	100.0	52,134,996

令和2年度

豊田市水道事業会計決算資料

令和 2 年 度 水 道

収益的収入及び支出

収 入	支 出	収 支 差 引
11,426,432,736	10,585,150,023	841,282,713
(前年度 11,519,102,173)	(同 10,722,404,831)	(同 796,697,342)

資本的収入及び支出

収 入	支 出	収 支 差 引	繰 越 額	
			地方公営企業法 第 2 6 条の規定 による繰越額	継 続 費 通次繰越額
1,953,727,419	6,637,963,749	△ 4,684,236,330	2,479,217,320	693,891,797
(前年度 1,952,584,643)	(同 6,960,027,882)	(同 △ 5,007,443,239)		

資本的収入額が資本的支出額に不足する額 4,684,236,330円は、当年度分消費税及び地方留保資金 3,895,166,737円で補填した。

事業会計決算書

(単位：円)

繰越額	同左財源	備考
地方公営企業法 第26条第2項 の規定による繰越額	—	
0	0	収入には仮受消費税及び地方消費税 782,368,192円を含む。 支出には仮払消費税及び地方消費税 418,951,206円を含む。

(単位：円)

同左財源				備考
国庫補助金	企業債	工事負担金	損益勘定 留保資金等	
0	500,000,000	702,364,873	1,970,744,244	収入には仮受消費税及び地方 消費税 52,936,305円を含む。 支出には仮払消費税及び地方 消費税 438,330,484円を含む。

消費税資本的収支調整額 307,405,305円、減債積立金 481,664,288円及び過年度分損益勘定

令和2年度

豊田市下水道事業会計決算資料

令和 2 年 度 下 水 道

収益的収入及び支出

収 入	支 出	収 支 差 引
8,778,729,026	8,080,326,667	698,402,359
(前年度 9,071,269,158)	(同 8,073,131,145)	(同 998,138,013)

資本的収入及び支出

収 入	支 出	収 支 差 引	繰 越 額	
			地方公営企業法 第 2 6 条の規定 による繰越額	継 続 費 過次繰越額
2,626,865,103	6,306,608,281	△ 3,679,743,178	2,679,729,000	440,000,000
(前年度 3,996,975,913)	(同 7,286,391,899)	(同 △ 3,289,415,986)		

資本的収入額（翌年度へ繰り越される支出の財源に充当する額 343,960,000円を除く。）が
 整額 148,862,964円、繰越工事資金 243,000,000円、減債積立金 800,274,002円、過年度分損

事業会計決算書

(単位：円)

繰越額	同左財源	備考
地方公営企業法 第26条第2項 の規定による繰越額	—	
0	0	収入には仮受消費税及び地方消費税 382,915,230円を含む。 支出には仮払消費税及び地方消費税 173,526,970円を含む。

(単位：円)

同左財源				備考
国庫補助金	企業債	工事負担金	損益勘定 留保資金等	
1,005,410,000	1,097,100,000	17,140,000	1,000,079,000	翌年度繰越額に係る財源充当額 343,960,000円 支出には仮払消費税及び地方 消費税 254,063,779円を含む。

資本的支出額に不足する額 4,023,703,178円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調
益勘定留保資金 2,721,971,459円及び当年度分損益勘定留保資金 109,594,753円で補填した。

令和3年度

豊田市一般会計補正予算資料

(9月補正)

令和3年度9月補正 各会計別 予算総括表

(単位：千円・%)

区 分	補正前の額	補正額	計	補正前 構成比	補正後 構成比	備 考	
一 般 会 計	184,291,274	1,440,313	185,731,587	72.6	72.7	議案第95号	
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険	34,566,572		34,566,572	13.6	13.5	
	土 地 区 画 整 理	土 橋	553,366		553,366	0.2	0.2
		寺 部	290,038		290,038	0.1	0.1
		花 園	2,301,645		2,301,645	0.9	0.9
	分 譲 住 宅 建 設	11,289		11,289	0.0	0.0	
	卸 売 市 場	219,251		219,251	0.1	0.1	
	水 道 水 源 保 全	101,706		101,706	0.0	0.0	
	母 子 父 子 寡 婦 福 祉	14,286		14,286	0.0	0.0	
	介 護 保 険	25,694,182		25,694,182	10.1	10.1	
	財 産 区	盛 岡	4,030		4,030	0.0	0.0
		賀 茂	6,581		6,581	0.0	0.0
	後 期 高 齢 者 医 療	5,967,741		5,967,741	2.4	2.4	
	産 業 用 地 造 成	花 本	27,003		27,003	0.0	0.0
		豊 田 東 イ ン ター チ ェ ン ジ 周 辺	109,986		109,986	0.0	0.0
小 計		69,867,676		69,867,676	27.4	27.3	
合 計 (一般会計+特別会計)	254,158,950	1,440,313	255,599,263	100.0	100.0		
企 業 会 計	水 道 事 業	収 入	15,317,183		15,317,183	—	—
		支 出	21,773,619		21,773,619	—	—
	下 水 道 事 業	収 入	12,075,229		12,075,229	—	—
		支 出	16,111,162		16,111,162	—	—
	支 出 合 計	37,884,781		37,884,781	—	—	
総 計 (一般会計+特別会計 +企業会計)	292,043,731	1,440,313	293,484,044	—	—		

(歳入)

(単位：千円・%)

款	補正前の額	補正額	計	補正前 構成比	補正後 構成比	備考
1 市 税	93,462,233		93,462,233	50.7	50.3	
2 地 方 譲 与 税	1,256,860		1,256,860	0.7	0.7	
3 利 子 割 交 付 金	56,000		56,000	0.0	0.0	
4 配 当 割 交 付 金	420,000		420,000	0.2	0.2	
5 株式等譲渡所得割交付金	318,000		318,000	0.2	0.2	
6 法 人 事 業 税 交 付 金	2,442,000		2,442,000	1.3	1.3	
7 地 方 消 費 税 交 付 金	9,961,000		9,961,000	5.4	5.4	
8 ゴルフ場利用税交付金	343,000		343,000	0.2	0.2	
9 自動車取得税交付金	1		1	0.0	0.0	
10 環 境 性 能 割 交 付 金	323,000		323,000	0.2	0.2	
11 地 方 特 例 交 付 金	1,701,000		1,701,000	0.9	0.9	
12 地 方 交 付 税	200,000		200,000	0.1	0.1	
13 交通安全対策特別交付金	59,000		59,000	0.0	0.0	
14 分 担 金 及 び 負 担 金	120,316		120,316	0.1	0.1	
15 使 用 料 及 び 手 数 料	2,687,265		2,687,265	1.5	1.5	
16 国 庫 支 出 金	24,942,833	587,009	25,529,842	13.6	13.7	
17 県 支 出 金	10,916,754	21,330	10,938,084	5.9	5.9	
18 財 産 収 入	379,703		379,703	0.2	0.2	
19 寄 附 金	163,645		163,645	0.1	0.1	
20 繰 入 金	13,438,408		13,438,408	7.3	7.2	
21 繰 越 金	4,516,694	831,974	5,348,668	2.4	2.9	
22 諸 収 入	5,216,462		5,216,462	2.8	2.8	
23 市 債	11,367,100		11,367,100	6.2	6.1	
合 計	184,291,274	1,440,313	185,731,587	100.0	100.0	

歳入の内訳

(単位：千円)

款	補正額	内 訳	補正額	補正前	補正後
16 国庫支出金	587,009	新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金	574,170	1,730,520	2,304,690
		過疎地域持続的発展支援交付金	10,439	0	10,439
		子ども・子育て支援交付金	2,400	416,553	418,953
17 県支出金	21,330	ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策交付金	△ 21,951	27,269	5,318
		子ども・子育て支援交付金	2,400	409,512	411,912
		自宅療養者配食サービス提供体制確保事業補助金	31,900	63,600	95,500
		地籍調査費補助金	8,981	9,600	18,581
21 繰越金	831,974	前年度繰越金	831,974	4,516,694	5,348,668
合計	1,440,313				

(目的別歳出)

(単位：千円・%)

款	補正前の額	補正額	計	補正前 構成比	補正後 構成比	備 考
1 議 会 費	894,316	△ 15,032	879,284	0.5	0.5	
2 総 務 費	19,842,350	254,055	20,096,405	10.8	10.8	
3 民 生 費	64,270,164	194,530	64,464,694	34.9	34.7	
4 衛 生 費	20,133,230	745,543	20,878,773	10.9	11.2	
5 労 働 費	153,381		153,381	0.1	0.1	
6 農 林 水 産 業 費	2,888,368	34,500	2,922,868	1.6	1.6	
7 商 工 費	6,036,897		6,036,897	3.3	3.2	
8 土 木 費	26,781,240	58,077	26,839,317	14.5	14.5	
9 消 防 費	7,093,515		7,093,515	3.8	3.8	
10 教 育 費	28,124,272	△ 58,099	28,066,173	15.2	15.1	
11 災 害 復 旧 費	250,000	226,739	476,739	0.1	0.3	
12 公 債 費	7,293,541		7,293,541	4.0	3.9	
13 諸 支 出 金	30,000		30,000	0.0	0.0	
14 予 備 費	500,000		500,000	0.3	0.3	
合 計	184,291,274	1,440,313	185,731,587	100.0	100.0	

歳出の内訳

(単位：千円)

款	補正額	内 訳			
			補正額	補正前	補正後
1 議会費	△ 15,032	議 会 活 動 費	△ 15,032	101,812	86,780
2 総務費	254,055	財 産 管 理 費	32,300	91,416	123,716
		長 寿 命 化 推 進 費	36,000	73,898	109,898
		姉 妹 都 市 提 携 6 0 周 年 記 念 費	△ 7,631	10,552	2,921
		交 流 館 施 設 保 全 費	99,000	128,700	227,700
		高 岡 地 域 交 通 推 進 費	3,947	81,285	85,232
		小 原 支 所 施 設 整 備 費	13,800	0	13,800
		香 嵐 溪 施 設 整 備 費	66,200	13,370	79,570
		旭 地 域 活 動 推 進 費	10,439	41,711	52,150
3 民生費	194,530	高 齢 者 温 泉 休 養 施 設 整 備 費	90,000	1,391	91,391
		こ だ も 園 用 地 取 得 費	104,530	0	104,530
4 衛生費	745,543	過 年 度 国 県 支 出 金 返 還 金	139,473	0	139,473
		新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 ワ ク チ ン 接 種 事 業 費	574,170	2,322,775	2,896,945
		自 宅 療 養 者 配 食 サ ー ビ ス 事 業 費	31,900	63,600	95,500
6 農 林 水 産 業 費	34,500	地 籍 調 査 費	34,500	51,503	86,003
8 土 木 費	58,077	基 幹 バ ス 運 行 費	58,077	622,494	680,571
10 教育費	△ 58,099	多 様 な 集 団 活 動 事 業 利 用 支 援 給 付 費	7,200	0	7,200
		中 学 生 海 外 派 遣 費	△ 28,338	29,511	1,173
		国 際 体 操 競 技 大 会 負 担 金	△ 15,010	15,010	0
		東 京 オ リ ン ピ ッ ク ・ パ ラ リ ン ピ ッ ク 関 連 事 業 開 催 費	△ 21,951	145,351	123,400
11 災 害 復 旧 費	226,739	土 木 施 設 現 年 災 害 復 旧 事 業 費	226,739	99,500	326,239
合 計	1,440,313				

繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	旧教職員平和住宅解体事業	32,300
		公共建築物長寿命化設計事業	36,000
	2 地域振興費	逢妻交流館長寿命化改修事業	99,000
		小原支所法面補修事業	13,800
		公共下水道接続事業 (宮町駐車場公衆便所外2施設)	66,200
3 民生費	3 老人福祉費	寿楽荘要介助者向け 入浴施設増築事業	90,000
6 農林水産費	2 農地費	地籍調査事業	34,500
8 土木費	5 都市計画費	名鉄三河線若林駅付近 連続立体交差事業	1,039,000

債務負担行為補正（追加）

(単位：千円)

事項	期間	限度額
後退用地整備事業	令和4年度	50,000
道路側溝修繕事業	令和4年度	100,000
地域道路側溝修繕事業	令和4年度	100,000
路面舗装修繕事業	令和4年度	320,000
地域路面舗装修繕事業	令和4年度	80,000
水源公園交通誘導業務委託事業	令和4年度	4,000
桂野詰所格納庫整備事業	令和4年度	25,000
西水防倉庫整備事業	令和4年度	12,000
学校教育情報システム 運用管理支援業務委託事業	令和4年度	69,100

地方債補正（変更）

（単位：千円）

起債の目的	補正前額	補正後額
地域振興事業費	714,100	717,000
清掃事業費	395,000	399,200
林業事業費	75,100	82,100
道路橋りょう事業費	519,200	417,300
河川事業費	602,000	578,800
都市計画事業費	2,667,700	2,640,400
消防事業費	159,500	153,900
中学校事業費	219,500	179,700
学校教育事業費	201,000	194,500
社会教育事業費	921,400	1,112,800
文化体育事業費	1,843,800	1,842,600

(性質別歳出)

(単位：千円・%)

区 分	補正前の額	補正額	計	補正前 構成比	補正後 構成比	備 考
人 件 費	32,962,173		32,962,173	17.9	17.7	
物 件 費	36,961,245	543,665	37,504,910	20.1	20.2	
維 持 補 修 費	3,409,530		3,409,530	1.8	1.8	
扶 助 費	33,949,713	7,200	33,956,913	18.4	18.3	
補 助 費 等	25,631,630	186,379	25,818,009	13.9	13.9	
普通建設事業費	33,276,883	476,330	33,753,213	18.1	18.2	
災害復旧事業費	250,000	226,739	476,739	0.1	0.3	
公 債 費	7,293,541		7,293,541	4.0	3.9	
積 立 金	107,971		107,971	0.0	0.0	
投資及び出資金	500,000		500,000	0.3	0.3	
貸 付 金	512,000		512,000	0.3	0.3	
繰 出 金	8,936,588		8,936,588	4.8	4.8	
予 備 費	500,000		500,000	0.3	0.3	
合 計	184,291,274	1,440,313	185,731,587	100.0	100.0	

令和3年9月市議会定例会

提出議案の要旨

目次

議決案件 1

※ この資料は、議会開会当日、議場へ持参してください。

資料作成 令和3年9月2日

議決

議案第102号 豊田市過疎地域の持続的発展に係る固定資産税の課税免除の特例に関する条例

【要旨】

産業の振興により過疎地域の活性化を図るため、固定資産税の課税免除の特例に関し、必要な事項を定める。

1 固定資産税の課税免除の特例の対象

(1) 対象となる区域

豊田市過疎地域持続的発展計画において産業振興促進区域とされる旭地区、足助地区、稲武地区及び小原地区

(2) 対象となる固定資産

製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業又は旅館業の用に供する設備の取得等を行った者で次に掲げる要件を満たす家屋、償却資産及び当該家屋の敷地である土地

ア 資本金の額が5,000万円を超える法人が取得等するものにあつては、新設又は増設に限るものであること。

イ 土地にあつては、土地の取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする家屋の建設に着手すること。

ウ 事業の区分に応じ、次の表に該当するものであること。

対象となる事業	資本金の額等	家屋及び償却資産の取得等の価額
製造業及び旅館業	5,000万円以下 又は個人	500万円以上
	5,000万円超1億円以下	1,000万円以上
	1億円超	2,000万円以上
情報サービス業等及び農林水産物販売業		500万円以上

(3) 対象となる固定資産の取得等の時期

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

(4) 課税免除の期間

新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度間

2 課税免除の申請等

(1) 課税免除を受けようとする者は、申請書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。

(2) 市長は、課税免除の申請があつた場合は、その内容を審査し、課税免除の対象に該当すると認めるときは、課税免除の決定をし、その旨を通知する。

3 課税免除の取消し

市長は、虚偽の申請その他不正の行為により課税免除の決定を受けた者については、その全部又は一部を取り消し、その旨を通知する。

4 委任

この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

【備考】

1 施行期日 公布の日

2 有効期限 令和6年3月31日

【担当課：資産税課】

議案第103号 豊田市過疎地域持続的発展計画の策定について

【要旨】

過疎地域の持続的発展を図るため、豊田市過疎地域持続的発展計画を定める。

- 1 対象地区
旭地区、足助地区、稲武地区及び小原地区
- 2 計画期間
令和3年4月1日から令和9年3月31日まで
- 3 豊田市過疎地域持続的発展計画の内容
 - (1) 基本的な事項
 - ア 市の概況
 - イ 人口及び産業の推移と動向
 - ウ 行財政の状況
 - エ 地域の持続的発展の基本方針
 - (ア) 地域ぐるみの移住・定住の促進
 - (イ) 特色ある子育てと魅力ある教育の推進
 - (ウ) 都市と山村の交流を通じた関係づくり及び地域資源を生かした観光の促進
 - (エ) 多様な働き方の実現と地域経済の循環
 - (オ) 持続可能な地域経営の推進
 - オ 地域の持続的発展のための基本目標
 - (ア) 将来人口 13,500人(2030年)
 - (イ) 年少人口比率 現状(9%)維持以上
 - カ 計画の達成状況等の評価に関する事項
 - キ 計画期間
 - ク 豊田市公共施設等総合管理計画との整合
 - (2) 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成
 - (3) 産業の振興
 - (4) 地域における情報化
 - (5) 交通施設の整備、交通手段の確保
 - (6) 生活環境の整備
 - (7) 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進
 - (8) 医療の確保
 - (9) 教育の振興
 - (10) 集落の整備
 - (11) 地域文化の振興等
 - (12) 再生可能エネルギーの利用の推進
 - (13) その他地域の持続的発展に関し必要な事項

【担当課：企画課】